

公表監第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて、監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和3年6月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付記

報告監第4号 令和3年度第1回 定期監査結果報告書

(財務局・健康福祉局・中央病院)

西宮市長 石井登志郎 様
西宮市議会議長 澁谷 祐介 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和3年度第1回目の定期監査（財務監査及び行政監査）の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて、監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しました。

本報告書は、令和3年度第1回目の定期監査の結果を取りまとめたもので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出するものです。なお、本定期監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和3年6月11日

西宮市監査委員 石原 俊彦
西宮市監査委員 佐竹 令次
西宮市監査委員 板戸 史朗
西宮市監査委員 大川原成彦

目次

定期監査結果報告（健康福祉局）

第1 監査の対象	10
第2 監査の期間及び方法等	11
第3 監査の結果	11
1 収入事務	11
2 支出事務	11
3 財産管理事務	12
4 服務事務	12
5 委託業務等	12
第4 要改善事項	13
1 内部統制に係るもの	13
2 準公金	14
3 公金取扱いの再委託	14
第5 監査委員の意見	14
1 ケースワーカーの過重負担	14
2 職員の健康管理	15
資料（委託業務等）	16

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

定期監査結果報告

(健康福祉局)

第1 監査の対象

健康福祉局（保健所を除く。）における、主として令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。健康福祉局の組織及び職員数の状況(令和2年4月1日現在)は以下のとおりである。

(単位：人)

組 織		正規職員	会計年度 任用職員 A
局部長		8	
福祉総括室	福祉総務課	8	3
	地域共生推進課	15	3
	福祉のまちづくり課	9 (1)	
	法人指導課	17	1
福祉部	介護保険課	18	4
	高齢福祉課	21	19
	高齢施設課	11 (1)	8
	障害福祉課	23	8
生活支援部	生活支援課	23	8
	厚生課	82 (1)	9
保健所	参事	<1>	
	保健総務課	13	
	生活環境課	11	
	食品衛生課	15 (1)	1
	食肉衛生検査所	10	
	地域保健課	58 (2)	17
	健康増進課	27	7
	保健予防課	15 <4>	2
計		384 (6) <5>	90
職種別内訳(再掲)	事務職	238 (2) <4>	
	技術職	128 (3) <1>	
	技能労務職	18 (1)	
派遣職員(定数内)	(社福)西宮市社会福祉協議会	3	4

注 ()は再任用短時間勤務職員等で外数、< >は兼務又は併任で外数

第2 監査の期間及び方法等

令和3年1月7日から監査事務局職員による監査を開始し、同年5月7日に監査委員による質問会を行い、その後、結果報告の審議を行った。監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 手数料徴収事務の再委託を行っているもの

見守りホットライン事業委託業務において、利用手数料の徴収事務が第三者に再委託されていた。地方自治法第243条では、特別の定めがある場合を除いて私人に公金を取り扱わせることを禁止し、同法施行令第158条第1項では手数料については例外的にこれを可能としている。したがって、公金の取扱いの私人への委託があくまでも例外であることや、委託した場合にはその旨を明確にするために同条第2項により告示や公表が求められることを考えると、私人に委託された徴収事務をさらに別の私人に再委託することは適切ではないと考えられる。

(2) 支出負担行為決議書で決裁が完結していないもの

生活保護費の支出負担行為決議書で最終決裁権限者の押印がもれているものがあつた。

(3) 事務処理上の軽微な誤りや改善が望まれるもの

消せるペンや修正液が使用された申請書等を受領しているもの、あるいは、物品購入の納品書に受領者印がもれているものが発見された。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事務処理上の誤りが発見された。

- ア 郵券の現物と郵券受払簿が一致しないもの、あるいは、郵券受払簿を作成していないもの
- イ 備品管理システムに登録された備品で、所在不明や廃棄手続きもれとなっているもの

4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事務処理上の誤りが発見された。

- ア 正規職員の超過勤務命令簿で超過勤務時間の計算に誤りがあるもの
- イ 会計年度任用職員等の超過勤務命令簿兼処理票で修正液を使用しているもの

5 委託業務等 ※「資料1～3」参照

(1) 委託業務

監査の対象とした委託業務から10件を抽出して調査したところ、生活保護システム改修業務や滞納管理システム債権追加対応業務の特記仕様書等で、「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書 (Ver. 4.6)」(2年4月8日 情報企画課長通知)で求められる、特定個人情報の取扱いについて同仕様書の記載に十分注意する必要がある旨の記載がないものが発見された。

(2) 指定管理業務

監査の対象とした業務から1件を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 請負工事

監査の対象とした請負工事から2件を抽出して調査を行ったところ、実施工程表や工事写真帳の日付が工期と整合しないものが発見された。

第4 要改善事項

主に財務事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、基本的な事務処理で関連規定の理解不足や確認不足によるものと思われる誤りが少なからず発見された。また、前回監査時に管理換えのものを指摘した備品であるにもかかわらず、その後も適正に処理されていないものがあった。

日々の事務執行にあたって、法令、条例等の根拠を確認するとともに、正確を期すべき業務については、ダブルチェックを怠らないように留意する必要がある。さらに、職場におけるコミュニケーションの活性化を図り、連携や引継ぎ、確認を円滑に行うことにより、事務を適正に執行するとともに、不祥事を防止できるような体制づくりに努められたい。

なお、下記の内容については、早急の措置を講じるように求める。

1 内部統制に係るもの

(1) 鉛筆書きや修正テープの使用

公文書の鉛筆書きや、重要な項目の修正液、修正テープによる訂正など、一見して分かるはずの不適切な事務処理が見逃されているケースが発見されているので、早急に措置を講じること。

(2) 福祉施設での備品管理

高齢施設課（寿園）での備品の廃棄手続きもれが目立っている。同施設では、介護等のサービス提供の体制に重きを置かれ、備品管理等を行うための事務処理の体制が十分ではないのではないかと懸念される。この点について、何らかの対応策をとる必要があると思われる。

2 準公金

西宮市民生委員・児童委員会に係る準公金については、市の所有に属さない現金であるにもかかわらず市が保管している。この点に関して所管課では、事務分掌規則による民生委員、児童委員の活動支援の一環であることから、適正であるとの考えを示している。しかしながら、地方自治法第235条の4第2項の規定や職務専念義務との関係は、未だ明確に整理されているわけではない。準公金の問題は、市の他部局や他の自治体でも抱える課題であり、一定の整理をした上で、例えば、少なくとも吹田市が行っているように準公金の一覧表を公表すること等により、透明性を確保するなどの対応を行うことが必要である。

3 公金取扱いの再委託

見守りホットライン事業委託業務では、私人への公金取扱いの委託で、適切ではないと思われる再委託が行われていた。必要な場合には、現在の再委託先に直接委託する方法もあると考えるので、委託方法の見直しを検討すべきである。

第5 監査委員の意見

1 ケースワーカーの過重負担

生活保護のケースワーカーは、社会福祉法第16条第2号で、被保護世帯80世帯に対し1名を配置することが標準とされているところ、西宮市の現状はこの基準を大きく下回っている。ケースワーカーへの過度な負担は、生活保護世帯に対する保護サービスの劣化とケースワーカーである市職員の過重労働の原因となる。昨今の地方自治体における職務内容の負担の増大と多様化に対して、安易な職員定数の増加は好ましいことではないが、法律によって配置基準が示されているということを十分に斟酌して、ケースワーカーの負担軽減を検討することが重要ではないかと考えられる。

2 職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症対応業務などにより、健康福祉局職員の負担が著しく増加していると思われる。局においては、職員の健康管理に十分留意する必要がある。

資 料

資料1 委託業務及び請負工事に係る契約の状況（2年10月末日現在）

区分	委託業務			請負工事		
	件数 (件)	構成比 (%)	金額 (円)	件数 (件)	構成比 (%)	金額 (円)
一般競争入札	0	0.0	0	2	25.0	40,293,000
指名競争入札	12	12.8	122,342,870	3	37.5	10,531,290
入札打切後随意契約	0	0.0	0	0	0.0	0
見積合せ	2	2.1	4,677,310	0	0.0	0
特命随意契約	80	85.1	1,304,710,960	3	37.5	45,115,400
計	94	100.0	1,431,731,140	8	100.0	95,939,690

注1 予定価格が500,000円以上(単年度)のもの

2 委託業務の件数には指定管理分は含まない。

3 金額は当初契約金額

4 保健所は対象外

資料2 契約における落札率(決定率)の状況（2年10月末日現在）

(委託業務)

区分	落札率(決定率)							計
	100	100未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満 70以上	70未満	
一般競争入札 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0
構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指名競争入札 (件)	0	2	3	4	1	2	0	12
構成比 (%)	0.0	2.1	3.2	4.3	1.1	2.1	0.0	12.8
見積合せ (件)	2	0	0	0	0	0	0	2
構成比 (%)	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1
特命随意契約 (件)	72	6	0	1	1	0	0	80
構成比 (%)	76.6	6.4	0.0	1.1	1.1	0.0	0.0	85.1
計 (件)	74	8	3	5	2	2	0	94
構成比 (%)	78.7	8.5	3.2	5.3	2.1	2.1	0.0	100.0

注 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

(請負工事)

区分	落札率(決定率)							計
	100	100未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満 70以上	70未満	
一般競争入札 (件)	0	2	0	0	0	0	0	2
構成比 (%)	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
指名競争入札 (件)	0	0	0	3	0	0	0	3
構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	0.0	0.0	37.5
見積合せ (件)	0	0	0	0	0	0	0	0
構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特命随意契約 (件)	2	1	0	0	0	0	0	3
構成比 (%)	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5
計 (件)	2	3	0	3	0	0	0	8
構成比 (%)	25.0	37.5	0.0	37.5	0.0	0.0	0.0	100.0

注 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

資料3 監査の対象とした委託業務等の状況（2年10月末日現在）

（委託業務）

区分	件数(件)	契約金額(円)	業務名
（一般会計）			
福祉総括室			
社会福祉総務費	4 (1)	3,934,800	災害援護資金貸付金に関する訴訟委任業務委託料 他
老人援護費	1 (0)	42,387,584	権利擁護支援センター運営委託料
福祉部			
老人福祉総務費	2 (0)	19,460,504	老人いこいの家管理委託料 他
老人援護費	3 (0)	12,071,554	西宮市高齢者交通助成事業警備・案内誘導業務（JR西日本駅構内・阪神電鉄駅構内）他
養護老人ホーム費	8 (1)	107,735,480	寿園給食調理委託業務 他
老人福祉施設整備費	1 (0)	1,731,400	寿園給水設備改修工事設計委託業務
障害福祉総務費	1 (0)	3,249,400	西宮市障害福祉推進計画策定支援業務
障害援護費	13 (0)	163,551,280	障害者就労生活支援センター運営委託料 他
障害福祉施設整備費	1 (1)	1,815,000	総合福祉センタープールろ過設備更新工事設計委託業務
生活支援部			
社会福祉総務費	1 (0)	2,694,302	行旅死亡人等遺体保管・葬儀業務
老人援護費	1 (0)	3,548,242	介護者感染時一時受入事業委託料
障害援護費	5 (1)	137,724,414	身体障害者訪問入浴サービス委託料 他
生活保護総務費	10 (1)	111,876,474	西宮市生活保護システム改修（日常生活支援住居施設の施行対応）業務 他
（介護保険特別会計）			
福祉総括室			
一般介護予防事業費	3 (0)	15,960,714	シニアサポート事業委託料 他
包括的支援事業・任意事業費	21 (3)	557,232,430	生活支援コーディネーター設置事業委託料 介護予防・生活支援員養成研修業務委託 介護相談員派遣事業委託料 他
福祉部			
一般管理費	7 (0)	38,107,300	介護保険システム保守管理業務 他
賦課徴収費	2 (1)	42,097,000	西宮市滞納管理システム債権追加対応業務 他
介護認定調査・審査会費	3 (0)	84,885,350	介護認定調査委託料 他
包括的支援事業・任意事業費	3 (1)	58,623,188	西宮市要介護認定事務及び介護保険給付・保険料収納関連業務 他
生活支援部			
一般介護予防事業費	2 (0)	6,415,000	被災高齢者等自立生活支援事業委託料 他
包括的支援事業・任意事業費	2 (0)	38,003,000	高齢者住宅等安心確保事業委託料 他
計	94 (10)	1,453,104,416	

注1 予定価格が500,000円以上(単年度)のもの

2 件数の()は抽出調査件数

3 業務名欄のゴシック表示は抽出業務

(指定管理業務)

区分	件数(件)	協定金額(円)	業務名
(一般会計)			
福祉部			
老人福祉総務費	1 (1)	4,509,000	鳴尾老人福祉センター運営委託料
障害援護費	1 (0)	291,814,000	総合福祉センター管理運営委託料
計	2 (1)	296,323,000	

注1 件数の()は抽出調査件数

2 業務名欄のゴシック表示は抽出業務

(請負工事)

区分	件数(件)	契約金額(円)	工事名
(一般会計)			
福祉部			
老人福祉施設整備費	5 (0)	50,824,290	寿園浴室改修工事 他
障害援護費	1 (1)	1,172,600	総合福祉センター2階事務室他冷暖房機設置工事
障害福祉施設整備費	2 (1)	43,942,800	総合福祉センタープールろ過設備更新工事 他
計	8 (2)	95,939,690	

注1 予定価格が500,000円以上(単年度)のもの

2 件数の()は抽出調査件数

3 工事名欄のゴシック表示は抽出工事